

平成30年度 第1回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年4月10日（火）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員10名

農地利用最適化推進委員10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 浅 野 敬 司 君	2番 大 塚 康 夫 君
3番 吉 田 和 嗣 君	3番 長 沼 一 美 君
4番 小見川 清 君	4番 齊 藤 正 義 君
5番 柳 生 利 幸 君	5番 横 田 親 雄 君
6番 吉 田 修 夫 君	6番 栗 山 繁 君
7番 小 泉 治 久 君	7番 野 口 裕 司 君
8番 横 張 清 彦 君	8番 吉 田 勉 君
9番 青 山 和 泉 君	9番 中 山 進 君
10番 山 崎 久 司 君	10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農地改良協議に対する決定について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更申請に対する進達意見の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番吉田修夫委員・7番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が20aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が19aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。阿見町売却区分番号：阿29-2の公売でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を事務局、お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。現地は、現在も耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。譲受人は認定農業者であり、信頼もあり、本申請地を取得後も適正に管理するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

事務局： 整理番号2番についてご説明します。申請者は、農地を買うための下限面積である50アールの要件を満たし、農業所得の申告もあり、現地調査を行い買受適格証明を1月総会後に発行しております。その後、2月27日付けで、本申請地を公売により〇〇万円で購入しております。また、申請人は、本申請地を2月まで耕作していたため、取得後は適正に耕作するものと見込まれます。参考までに、14ページの18条合意解約を行っております。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積1aです。転用理由は、農業用物置の一部が、私所有の畑に建っているため、宅地に転用したいと考え申請いたします。転用計画は、農家住宅敷地の拡張です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番浅野敬司委員、お願いいたします。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、農地に建物が建っており、申請人は、建物を建てたことを深く反省しておりました。また、周辺農地への影響を懸念することはないと思われまます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号 1 番、申請日 3 月 2 3 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積 4 a です。転用理由は、現在、借家で生活しておりますが、子供が大きくなり手狭になってきたことと、親が高齢になり近隣で見守りながら生活したいと考え、自己用住宅を建築したい旨を申請します。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成 3 0 年 5 月 7 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号 2 番、申請日 3 月 2 6 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、3 筆、面積合計 7 a です。転用理由は、茨城県内全般に組合員の行う建設工事の共同受注の拡大を図る等の事業計画により、県南地域に営業所を設け組合員を増員し、資材置場の賃借を検討していたところ、知人の紹介を頂き、資材置場兼駐車場として利用するためです。転用計画は資材置場兼駐車場です。工事期間は平成 3 0 年 4 月 2 0 日から平成 3 0 年 5 月 1 0 日までです。契約内容は使用貸借権（許可日から 1 0 年）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 8 番横張清彦委員、2 番を 7 番小泉治久委員、お願いいたします。

8 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地であります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、利用可能な遊休農地であります。農地の広がりもないことから、第 2 種農地と判断いたします。また、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議 長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

整理番号1番、申請日3月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は3a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日3月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は2a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地理院平成2年11月5日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、宅地として利用されており、平成6年の航空写真からも、宅地利用されていることがうかがえますので、現況証明の発行が妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、進入路として利用されており、平成2年の航空写真からも、進入路として利用されていることがうかがえますので、現況証明の発行が妥当であると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号3、4番が、農地利用最適化推進委員7番野口裕司委員に、整理番号7番が、農業委員6番吉田修夫委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が91a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が20a 権利は賃貸借

の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が67a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が40a、利用権の内容は、普通畑です。地目は田、1筆、面積が15a、利用権の内容は、水稻です。権利は賃貸借の利用権でございます。5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が8a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が77a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積合計97a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が46a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積34aの内20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2年の新規設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、5筆、面積合計が35a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が31a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、6年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、4筆、面積合計が31a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、5筆、面積合計が146a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が17a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農地利用最適化推進委員7番野口裕司委員、農業委員6番吉田修夫委員入室）

<議案第6号 農地改良協議に対する決定について>

事務局：議案第6号 農地改良協議については、取下げとなりました。

＜議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更申請に対する
進達意見の決定について＞

議長： 続いて、議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。許可後の変更理由は、現在、借家に住んでおりますが、手狭になり、本申請地を贈与取得し、建設中の住宅を譲渡してもらうことになったためです。現地調査の結果、建物建設中でありました。平成23年4月13日付（南農企指令第2号）許可されていますが、融資の関係や、度重なる不幸があり、着工が遅延し、現在にいたっております。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成30年4月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1
件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○3月19日（月）じゃがいも作付

○3月23日（金）農業委員会だより 行政区回覧

② 現地調査及び総会の予定

○5月現地調査 5月 9日（水）当番農委 8番横張清彦委員

当番農委 9番青山和泉委員

○5月定例総会 5月10日（木）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませ
んか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時20分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印